

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月20日 09時05分ごろ
発生場所	北海道サロマ湖 サロマ湖口灯台から真方位195° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯44° 09.7′ 東経143° 46.6′）
事故の概要	調査船みちしおは、西進中、また、漁船 ^{ひろえい} 弘恵丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月28日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 調査船 みちしお、6.5トン HK2-20888（漁船登録番号）、サロマ湖養殖漁業協同組合 第202-178号（船舶検査済票の番号） B 漁船 弘恵丸、4.99トン HK3-81286（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A 船は、船長Aほか甲板員2人が乗り組み、約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、左舷船首方に複数の漁業用ボンデンを認め、それらを気にしながら航行を続けていたところ、右舷船首方至近にB船を視認し、慌てて主機を後進としたものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約18knの速力で南進中、左舷船首方0.5M付近を西進するA船を視認し、A船が、いずれB船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたが、その後もA船が速力を落とさず接近してきたので衝突の危険を感じ、主機を後進としたもののA船と衝突した。
分析	A船は、西進中、船長Aが、左舷船首方の漁業用ボンデンに注意を向けながら航行を続けたことから、B船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、南進中、船長Bが、左舷船首方に認めたA船がB船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が南進中、船長Aが、左舷船首方の漁業用ボンデンに注意を向けながら航行を続け、また、船長Bが、左舷船首方に認めたA船がB船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の対象だけに注意を向けることなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・航行中は、接近する他船が自船に気付いていない可能性を考慮し、速やかに有効な音響による信号を行い、必要に応じて衝突を避けるための措置をとること。